

# 競技力向上委員会規程

第1条 この規程は、一般財団法人市別市体育協会定款第37条第1項第1号に基づいて設置された競技力向上委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2条 この委員会は、本市の各競技選手の育成強化を図るとともに、広く競技力水準の向上を期するため、次の事項について審議し理事会の承認を経て、これを処理する。

- (1) 競技力向上のための総合的対策に関すること。
- (2) 各加盟団体の選手強化についての助言と協力に関すること。
- (3) 指導力向上を図るための講習会、研修会等の開催に関すること。
- (4) 競技力向上のための調査研究活動に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要な事項

第3条 この委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 加盟団体より選任された委員 8名以内
- (2) 会長が指名する理事 4名以内
- (3) 会長が委嘱する若干名の学識経験者

第4条 この委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

第5条 委員長は、定款第22条第2項に規定する副会長をもって充て職とする。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副委員長の委員長職務の代理は、あらかじめ委員長が指名する副委員長があたる。

4 委員は、この委員会の会務を処理する。

第7条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 この委員会の機構及び事業の方針、その他重要事項については、委員会の議決を経て、かつ理事会の承認を受けなければならない。

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第11条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に委任することができる。

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第13条 この規程の変更は、委員会の議決を経て、理事会の承認を受けなければならない。

## 附 則

1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

# 普及委員会規程

第1条 この規程は、一般財団法人市別市体育協会定款第37条第1項第2号に基づいて設置された普及委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2条 この委員会は、本市のスポーツの普及振興を図るため、次の事項について審議し理事会の承認を経てこれを処理する。

- (1) 指導者の養成制度の確立と、地域及び職域の体育指導者の養成と活用に関すること。
- (2) スポーツ教室の開催と地域及び職域における各種スポーツクラブの育成拡充に関すること。
- (3) 加盟団体組織の拡充強化に関すること。
- (4) スポーツの安全対策に関すること。
- (5) スポーツ傷害保険加入促進に関すること
- (6) スポーツの普及と体力向上についての指導、調査研究及び広報活動に関すること。
- (7) 体育施設の整備拡充の促進に関すること。
- (8) その他、目的達成に必要な事項

第3条 この委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 加盟団体より選任された委員 8名以内
- (2) 会長が指名する理事 4名以内
- (3) 会長が委嘱する若干名の学識経験者

第4条 この委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

第5条 委員長は、定款第22条第2項に規定する副会長をもって充て職とする。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副委員長の委員長職務の代理は、あらかじめ委員長が指名する副委員長があたる。

4 委員は、この委員会の会務を処理する。

第7条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 この委員会の機構及び事業の方針その他重要事項については、委員会の議決を経て、かつ理事会の承認を受けなければならない。

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第11条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に委任することができる。

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第13条 この規程の変更は、委員会の議決を経て理事会の承認を受けなければならない。

## 附 則

1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

# 総務委員会規程

第1条 この規程は、一般財団法人土別市体育協会定款第37条第1項第3号に基づいて設置された総務委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2条 この委員会は、本協会の業務に関し総合調整を図るとともに次の事項について審議し理事会の承認を経て、これを処理する。

- (1) 定款その他諸規程の改廃等に関すること。
- (2) スポーツ振興に必要な資金の調達に関すること。
- (3) 基本財産、運用財産など必要な資金調達に関すること。
- (4) 体育施設の管理運営に関すること。
- (5) その他、他の委員会に属さないこと

第3条 この委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 加盟団体より選任された委員 9名以内
- (2) 会長が指名する理事 4名以内
- (3) 会長が委嘱する若干名の学識経験者

第4条 この委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

第5条 委員長は、定款第22条第2項に規定する副会長をもって充て職とする。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副委員長の委員長職務の代理は、あらかじめ委員長が指名する副委員長があたる。

4 委員は、この委員会の会務を処理する。

第7条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 この委員会の機構及び事業の方針その他重要事項については、委員会の議決を経て、かつ理事会の承認を受けなければならない。

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第11条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に委任することができる。

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第13条 この規程の変更は、委員会の議決を経て理事会の承認を受けなければならない。

## 附 則

1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成2年11月28日から施行する。

3 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

# 一般財団法人士別市体育協会表彰規程

## (根 拠)

第1条 この規程は、一般財団法人士別市体育協会定款第4条第6号に関することを定める。

## (目 的)

第2条 この規程は、士別市における地域又は、職場においてスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もってスポーツの振興に顕著な成果をあげた体育関係者、並びに体育団体を表彰することを目的とする。

## (表彰の種類及び基準)

第3条 表彰の種類及び基準は、次の各号に該当する個人又は団体とする。

### (1) スポーツ功績賞

本協会の役員として、永年にわたって士別市のスポーツ振興に功労功績のあった個人。

### (2) スポーツ功労賞

(ア) 各加盟団体の会長にあっては、おおむね10年にわたって組織の育成強化に功労のあった個人。

(イ) 各加盟団体の副会長、理事長等の職にあっておおむね20年、かつ年齢が40歳（表彰日で満40歳に達する）以上でその業績が優秀にして人格識見ともに他の模範と認められる個人。

### (3) スポーツ賞

(ア) 地域社会、職場、競技団体、若しくはスポーツクラブ等において、スポーツの普及、奨励のためその企画や指導に積極的にあたり、優れた実績がある個人、団体。

個人については年齢が40歳（表彰日で満40歳に達する）以上の者。

(イ) 国民体育大会、全日本選手権大会並びに全国の各種大会において上位の入賞若しくは、それに準じた成績を収めた個人、団体。

(ウ) 転勤を伴う職場に在職する者については、別途考慮する。

### (4) スポーツ栄誉賞

士別市出身で国際大会において上位入賞を収めた個人、団体。

### (5) スポーツ特別賞

生前スポーツの振興に優れた実績を残した個人。

### (6) スポーツ奨励賞

(ア) 全道的競技団体、高体連が主催及び主管する全道大会において、優勝若しくはそれに準じた成績を収め、又は全国規模の各種大会で入賞した個人、団体。

(イ) 士別市出身で全国規模の大会で、活躍され上位入賞を収めた個人。

### (7) ジュニア・スポーツ奨励賞

全道的競技団体、全道中体連が主催及び主管する全道大会において、優勝若しくはそれに準じた成績を収め、又は全国規模の各種大会で入賞した小、中学生個人、団体。

### (8) 生涯スポーツ賞

30年以上にわたるスポーツ活動の実践を通して、生涯スポーツの普及振興に寄与し、その貢献度が高く評価される満70歳以上の者。

## (選考委員会)

第4条 本会に、表彰受賞者の選考・決定を行うため選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第5条 この委員会は、次の委員をもって構成する。

### (1) 本協会の役員

### (2) 会長が委嘱する学識経験者若干名

第6条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

第7条 委員会の役員は委員の互選とする。

第8条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副委員長の委員長職務の代理は、あらかじめ委員長が指名する者があたる。

第9条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第11条 委員会は、委員の3分の2以上出席しなければ開会することができない。

第12条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に委任することができる。

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

**(被表彰者の推薦)**

第14条 各加盟団体等にあつては当該被表彰者を別紙推薦書により定められた期日までに事務局へ提出する。

**(表彰の時期)**

第15条 表彰は、市民スポーツのつどいの日に行う。

**(表彰の方法)**

第16条 表彰は、表彰状を贈るものとする。

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年8月9日から施行する。
- 2 この規程は、平成2年11月28日から施行する。
- 3 この規程は、平成6年9月16日から施行する。
- 4 この規程は、平成9年7月29日から施行する。
- 5 この規程は、平成12年9月11日から施行する。
- 6 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別 紙

## 士別市スポーツ表彰推薦書

平成 年 月 日

一般財団法人士別市体育協会

会 長 神 田 英 一 様

推薦団体代表者

印

一般財団法人士別市体育協会表彰規程に基づき、次のとおり推薦します。

区 分	1. スポーツ功績賞		5. スポーツ特別賞	
	2. スポーツ功労賞		6. スポーツ奨励賞	
推 薦 を 受 け る 者	ふりがな		生 年 月 日	大・昭・平（男・女） 年 月 日生 ( 才)
	氏 名		勤 務 先	
推 薦 を 受 け る 団 体	住 所			
	ふりがな		代 表 者 名	
	名 称		氏 名	
	主たる 事務所の 所在地			
人 格 ・ 識 見				
事 績 の 概 要				
推 薦 の 理 由				
参 考 事 項				

# 一般財団法人士別市体育協会表彰規程細則

## (目 的)

第1条 この細則は、本協会表彰規程に関わる選考基準を補完するとともに円滑な選考に寄与することを目的とする。

## (スポーツ功績賞)

第2条 表彰規程第3条第1号に規定する授賞については、理事会及び評議員会の決議、承認により推薦された者とする。

## (スポーツ功労賞)

第3条 第3条第2号(ア)(イ)でいう「おおむね」とは、表彰規程に規定する年数の80%以上をいう。ただし、次のやむを得ない状況の場合に限る。

- (1) 健康上の理由による辞任
- (2) 転出による辞任
- (3) 会長が特に必要と認めた場合

第4条 第3条第2号(イ)でいう「副会長、理事長等の職」とは、副理事長、何々部長など表彰規程と同等程度の役職も含めることとする。

## (スポーツ賞)

第5条 第3条第3号(ア)における推薦については、推薦団体の正副会長を含む役員間で協議することとする。

2 指導者として次に掲げる実績を授賞の基準とする。

- (1) 長年少年団チーム等の指導育成に貢献していること。
- (2) 技術指導等で多くの優秀選手を輩出していること。
- (3) 審判員等の育成指導に多大な貢献をしていること。
- (4) 受賞年も含め、長年所属団体等の指導的役職を担っていること。

第6条 第3条第3号(ウ)における学校教師等の推薦にあたっては、士別市での在職年数が、おおむね10年(通算も考慮)におよび、この間、所属校をはじめ市内スポーツクラブや少年団にも積極的な指導と優れた技量を発揮し、多くの優秀チーム(団体)や個人を育成してきた場合を推薦の基準とすることに留意する。

## (スポーツ奨励賞)

第7条 第3条第6号に定める授賞については、次の3大会において活躍し、全国大会への出場権を得て本大会に参加した個人及び団体とする。

2 前項の3大会とは、次のとおりとする。

- (1) インターハイ(全道高等学校総合体育大会)
- (2) 全道高等学校選抜〇〇大会
- (3) 国民体育大会北海道〇〇予選会

第8条 第3条第6号(ア)における優勝、若しくはそれに準じた成績とは次の場合とする。

- (1) 各競技種目の全道大会における成績により、全国大会への出場権を得て本大会に参加した場合
- (2) 決勝等で敗れはしたが士別市民全体に大きな感動を与えるような戦いをした場合

## (ジュニアスポーツ奨励賞)

第9条 第3条第7号に定める授賞については、全道中学校体育大会において活躍し、全国大会への出場権を得て本大会に参加した小中学生個人及び団体とする。

第10条 第3条第7号におけるそれに準じた成績とは、次の場合とする。

- (1) 各競技種目の全道中学校体育大会における成績により、全国大会への出場権を得て本大会に参加した場合
- (2) 決勝等で敗れはしたが士別市民全体に大きな感動を与えるような戦いをした場合  
**(生涯スポーツ賞)**

第11条 第3条第8号に定める授賞については、原則として現在も現役で活躍している選手及び指導者とする。

2 30年以上のスポーツ活動とは、士別市での実践活動を意味する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。